

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書

国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が日本を出国する際は、脱退一時金を請求することができる。脱退一時金の裁定件数は増加傾向にあり、令和3年度は9万6千件に達し、過去10年の累計は72万件を超えた。

入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことが可能となっており、日本の永住資格を持つ外国人においても脱退一時金の申請を妨げる制度とはなっていない。

年金を受給するためには最低10年間の加入期間が必要だが、脱退一時金の請求と同時に年金受給資格も喪失するため、将来的には無年金や低年金の状態となる恐れがある。同制度は再入国を妨げていないため、後に日本で再度就労することも可能であり、仮に日本に在留を続け、生活が困窮した場合は生活保護の支給対象となる。

外国人労働者の産業別内訳は、製造業を筆頭に卸売業、小売業並びに宿泊業、飲食サービス業、建設業など雇用の流動性が高く派遣労働が多い職種である。日本国籍を有する者は公的年金を脱退することはできず、特に派遣社員が雇い止めとなった等の場合は、極めて大きな格差が生じており、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねない。

無年金又は低年金となる外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながる。脱退一時金の請求に当たっては、永続的に日本へ再度帰国しない前提であるという制度の趣旨に立ち返り、政府においては地方財政を圧迫しないよう実態把握を進め、必要な検討を行うことを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

あて

財務大臣

厚生労働大臣

出入国在留管理庁長官

茅ヶ崎市議会